



免許試験

制度所管部局:労働基準局安全衛生部計画課

1 制度の概要

事業者は、特定の危険又は有害な業務、特に高度な知識・経験を必要とする管理業務については、免許を受けた者に業務を行わせなければならない。免許試験の事務は厚生労働大臣が指定した指定試験機関が行う。

2 指定登録基準

労働安全衛生法
(指定の基準)

第七十五条の三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
 - 二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
- 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。
 - 六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

3 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成23年4月1日現在)

(1) 料金

- 学科試験 6,800円
- 実技試験
 - ・特別ボイラー溶接士 21,800円
 - ・普通ボイラー溶接士 18,900円
 - ・揚貨装置運転士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士(以下、「クレーン等運転士」) 11,100円

(2) 積算根拠

- 学科試験(1件当たり単価)
 - 人件費 5,896円
 - 物件費(印刷費等) 972円
 - 5,896円+972円≒6,800円
- 実技試験(1件当たり単価)
 - ・特別ボイラー溶接士 人件費 5,374円
 - 物件費(試験片作成費等) 16,474円
 - 5,374円+16,474円≒21,800円
- 実技試験(1件当たり単価)
 - ・普通ボイラー溶接士
 - 人件費 3,359円
 - 物件費(試験片作成費等) 15,548円
 - 3,359円+15,548円≒18,900円
- 実技試験(1件当たり単価)
 - ・クレーン等運転士
 - 人件費 6,717円
 - 物件費(機械償却費等) 4,402円
 - 6,717円+4,402円≒11,100円

※ 当制度に関する詳細につきましては、制度所管部局までお問い合わせ下さい。

4 当該試験を行う特例民法法人(平成21年7月1日現在)

法人区分	法人名	指定・登録の時期
社団	財団法人安全衛生技術試験協会	昭和53年6月1日
指定・登録の理由		
労働安全衛生法に基づく免許は多数あり、受験者数も相当数に上るため、行政事務の効率化の観点から、昭和53年より全国で一に限り厚生労働大臣が指定する指定試験機関に行わせることができることとしたところであり、当該法人は指定基準に適合しているため。		

5 法人の連絡先
03-5275-1088



労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント試験

制度所管部局:労働基準局安全衛生部計画課

1 制度の概要

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントには、安全または衛生についての診断や指導をなし得るだけの知識・経験が求められることから国家試験を行っている。試験事務は厚生労働大臣が指定する指定コンサルタント試験機関が行う。

2 指定登録基準

労働安全衛生法
(指定の基準)

第七十五条の三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
 - 二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
- 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。
 - 六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(指定コンサルタント試験機関の指定等についての準用)

第八十三条の三 第七十五条の二第二項及び第三項並びに第七十五条の三から第七十五条の十二までの規定は、前条の規定による指定、指定コンサルタント試験機関及びコンサルタント試験事務について準用する。 <以下略。>

3 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成21年7月1日現在)

(1)料金

24,700円

(2)精算根拠

(1件当たり単価)

人件費 21,546円

物件費(印刷費等) 3,160円

21,546+3,160≒24,700円

※ 当制度に関する詳細につきましては、制度所管部局までお問い合わせ下さい。

4 当該試験を行う特例民法法人(平成21年7月1日現在)

法人区分	法人名	指定・登録の時期
社団	財団法人安全衛生技術試験協会	平成12年4月26日
指定・登録の理由		
臨時行政調査会の最終答申(昭和58年3月)及び行政改革会議の最終報告(平成9年12月)において、行政事務の簡素合理化の観点から、試験事務等の定型的な事務について極力民間に移譲することを要請されていたこと、及び、コンサルタント試験の受験者数が急増していたこと等を踏まえ、平成11年の労働安全衛生法改正の際にコンサルタントの試験事務を労働大臣が指定する者に行わせることができることとしたところであり、当該法人は指定基準に適合しているため。		

5 法人の連絡先

03-5275-1088



作業環境測定士試験

制度所管部局:労働基準局安全衛生部労働衛生課

1 制度の概要

作業環境測定士試験に合格し、登録講習を修了した者等が、作業環境測定士となる資格を有し、登録を受けることにより作業環境測定士となる。事業者は、指定作業場の作業環境測定については、作業環境測定士に実施させなければならない。試験事務は、厚生労働大臣が指定する指定試験機関が行う。

2 指定登録基準

作業環境測定法

(指定の基準)

第二十一条

厚生労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
 - 二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 2 厚生労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
- 一 他に指定した者があること。
 - 二 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 三 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 四 申請者が第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 五 申請者の役員の中に、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第二十三条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

3 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成21年7月1日現在)

(1) 料金

- 第一種作業環境測定士
 - ・共通科目+選択科目1科目 13,900円
 - ・共通科目全部免除+選択科目1科目 10,600円
 - なお、選択科目が1科目追加されるごとに、3,300円増
- 第二種作業環境測定士 11,800円

(2) 積算根拠

- 第一種作業環境測定士(1件当たり単価)
 - ・共通科目+選択科目1科目
 - 人件費 6,146円
 - 物件費 7,781円
 - 6,146+7,781≒13,900円
 - ・共通科目全部免除+選択科目1科目
 - 人件費 7,658円
 - 物件費 2,968円
 - 7,658+2,968≒10,600円
 - ・選択科目追加1科目当たり
 - 人件費 1,229円
 - 物件費 2,105円
 - 1,229+2,105≒3,300円
- 第二種作業環境測定士(1件当たり単価)
 - 人件費 6,146円
 - 物件費 5,676円
 - 6,146+5,676≒11,800円

※ 当制度に関する詳細につきましては、制度所管部局までお問い合わせ下さい。

4 当該試験を行う特例民法法人(平成21年7月1日現在)

法人区分	法人名	指定・登録の時期
財団	財団法人安全衛生技術試験協会	昭和51年4月7日
指定・登録の理由		
行政事務の効率化の観点から、昭和51年より全国で一に限り厚生労働大臣が指定する指定試験機関に行わせることができることとしたところであり、		

当該法人は指定基準に適合しているため。

5 法人の連絡先
03-5275-1088



労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録

制度所管部局: 労働基準局安全衛生部計画課

1 制度の概要

労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者は、厚生労働大臣が指定した指定登録機関に備える労働安全コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとなることができる。

2 指定登録基準

労働安全衛生法

(指定の基準)

第七十五条の三 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
 - 二 経理的及び技術的な基礎が、前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
- 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 申請者が行う試験事務以外の業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 四 申請者が第七十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 五 申請者の役員のうち、第三号に該当する者があること。
 - 六 申請者の役員のうち、次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者があること。

(指定登録機関の指定等についての準用)

第八十五条の三 第七十五条の二第二項及び第三項、第七十五条の三、第七十五条の四並びに第七十五条の六から第七十五条の十二までの規定は、前条第一項の規定による指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。 <以下略。>

3 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成21年7月1日現在)

(1) 料金

30,000円

(2) 積算根拠

(1件当たり単価)

人件費 20,680円

物件費 6,974円

20,680+6,970≒30,000円

※ 当制度に関する詳細につきましては、制度所管部局までお問い合わせ下さい。

4 当該登録を行う特例民法法人(平成21年7月1日現在)

法人区分	法人名	指定・登録の時期
社団	社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会	平成12年12月26日
指定・登録の理由		
<p>臨時行政調査会の最終答申(昭和58年3月)及び行政改革会議の最終報告(平成9年12月)において、行政事務の簡素合理化の観点から、試験事務等の定型的な事務について極力民間に移譲することを要請されていたこと、及び、コンサルタントの登録者数が急増していたこと等を踏まえ、平成11年の労働安全衛生法改正の際にコンサルタントの登録事務を労働大臣が指定する者に行わせることができることとしたところであり、当該法人は指定基準に適合しているため。</p>		

5 法人の連絡先

03-3453-7935



作業環境測定士の登録

制度所管部局：労働基準局安全衛生部労働衛生課

1 制度の概要

作業環境測定士試験に合格し、登録講習を修了した者等が、作業環境測定士となる資格を有し、登録を受けることにより作業環境測定士となる。事業者は、指定作業場の作業環境測定については、作業環境測定士に実施させなければならない。登録事務は厚生労働大臣が指定する指定登録機関が行う。

2 指定登録基準

作業環境測定法第三十二条の二において準用する同法第二十一条

作業環境測定法第二十一条

厚生労働大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 二 経理的及び技術的な基礎が試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に足るものであること。
- 2 厚生労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。
 - 一 他に指定した者がいること。
 - 二 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 三 試験事務以外の申請者の行う業務により申請者が試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 四 申請者が第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
 - 五 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - ロ 第二十三条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

同法第三十二条の二

4 第二節（第二十条及び第二十四条を除く。）の規定は、指定登録機関に関して準用する。〈以下略。〉

3 委託等に係る事務・事業の検査料等(平成21年7月1日現在)

(1) 料金

25,800円

(2) 積算根拠

(1件当たり単価)

人件費 12,515円

物件費(印刷費等) 13,315円

12,515円+13,315円=25,800円

※ 当制度に関する詳細につきましては、制度所管部局までお問い合わせ下さい。

4 当該登録を行う特例民法法人(平成21年7月1日現在)

法人区分	法人名	指定・登録の時期
社団	社団法人日本作業環境測定協会	昭和61年12月19日
指定・登録の理由		
当該協会は、作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として設立されており、作業環境測定士の登録事務を行う法人として適当であり、かつ当該法人は指定基準に適合しているため。		

5 法人の連絡先

03-3456-0445